令和6年度 いじめ防止基本方針

伊賀市立友生小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを 判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されるこ とのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あ ることから、いじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該児童 の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌な ことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっ ても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、 児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに児童が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を生徒指導部会(学年代表者会)へ情報共有する。

(いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方 等)

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

(いじめが「解消している」と判断するための要件)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 友生小学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、校内委員会(管理職、生徒指導部会、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー)を充実させるとともに、いじめ問題相談員、学校運営協議会委員・PTA役員等を含めた「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(開催時期) 校内委員会月1回

全体委員会毎学期に1回(校内委員会を含む)

(機 **能**) • いじめ問題に関わる年間計画を作成する。

- いじめ防止に関する取組の検証を行う。
- いじめ事案に対する対応の検討を行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

アマニフェスト、学校経営方針から

〇生命・人権の尊重と豊かな人間性の育成

- からかいやいじめなどの差別意識に気づき、他者をかけがえのない価値ある存在として 尊重する豊かな人権意識を育む。
- ・道徳教育を充実し、豊かな人間性を育む。
- 子どものネットリテラシーや情報モラルを育む教育を推進する。
- 子どもがいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応 方法を身に付けたりするための学習を促進する。
- QU の活用をする。

イ 人権・同和教育の取組、なかまづくりの取組

〇人権総合学習

- ・人権尊重や差別解消に向けて活動をしている人との出あいを通して、そうした生き方から学ぶ学習を系統的に進める。
- しょうがいのある人や外国につながりをもつ人に対する正しい理解と認識を深め、とも に学び生活する場をつくる。

Oなかまづくり

- 互いの違いを認め、活かし合い、一人ひとりのよさが引き出される学級・学年集団をつくる。
- 子どもの生活実態やその背景にあるものを見つめ、課題を明らかにする。

- 一人ひとりの子どもの持ち味を生かし、自分に自信をもつことができる教育活動を創造する。
- ちがいを肯定的にとらえ、一人ひとりを大切にするなかまづくりに努める。
- ・教職員自ら差別の現実に深く学び、部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃を自らの 課題とし、子どもたちや地域の実態に即した人権・同和教育を推進する。

ウ 社会性やコミュニケーション能力の育成

- ○見学調査
- 施設や工場などの見学を通して地域社会との交流を図る。
 - ○わかば会(児童会)活動
- 気持ちの良い挨拶や返事を身につけさせるための取組を、わかば会活動に位置づける。

エ 自尊感情・自己肯定感の育成

- ○学級•学年活動
- 話し合い活動やつづり方、学級通信(一枚文集)などを通して、互いの考えや思いを交流し、理解を深める。

オ 児童会の取組

- ○学習発表会での各学年の交流
- これまで学習してきたことや、なかまづくりやいじめをなくすために取り組んできたことを各自が振り返り、それをもとにした学習発表会(全校集会)を開催して、交流する。
 - 〇異学年交流
- 運動会や集会活動などを通して、異学年の交流を図る。

カ いじめ問題に関する教職員の資質向上

• いじめ防止等のための対策に関する本校における教職員の資質能力の向上に必要な研修を実施する。

キ 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

- 担任は、些細な子どもの変化を見逃さず保護者と日常的に連携を図る。
- いじめ問題相談員や育友会(PTA)、児童福祉委員からの情報を共有して、未然防止を図るとともに問題解決にあたる。
- •「いじめの早期発見のための気づきリスト」を活用するなどして、学校と家庭が 連携し、児童生徒の悩みや不安をいちはやく把握するように努める

(2) いじめの早期発見

ア いじめについてのアンケート調査の実施

① 児童対象 年3回(6月、9月、2月)

② 保護者対象 年1回(12月)

イ 教育相談の実施

- 児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ① 担任等による定期的な教育相談 年2回(5月、12月)
 - ② スクールカウンセラーの活用
 - ③ いじめ問題相談員の活用
 - ④ ふれあい教室・市青少年センター等、相談窓口の活用
 - ⑤ 学習用端末等を活用するなど子どもが悩みや不安を相談しやすい体制を整備

ウ 家庭との連携

• 子どもたちの日常生活の中から、気になったことなどを保護者に伝えながら連携を図る。

エ 教職員の情報共有体制

- •月1回以上、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導について 情報交換、及び共通認識を図る。
- ・いじめを発見または情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係教職 員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組む

オ インターネット等を介して行われるいじめの対策

インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対 処できるように、情報モラルに係る学習を実施する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめ問題にかかわる児童生徒の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等を児童の相談に充てる。

イ 教職員の情報共有体制 (職員会議、校内研修)、組織対応体制の確立

いじめの発見・通報・相談のあった場合、友生小学校生徒指導部会(学年代表者会)において情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

ウ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議する。

エ 関係機関・専門機関と連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ 事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。犯罪行為として取り 扱われるべきいじめなどは、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ち に警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

- ア いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の 期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、緊急 の友生小学校いじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言下、 事実関係を明確にするための調査を実施する。(児童や保護者からいじめにより重 大事態に至ったという申し出があった場合も含む)また、法に抵触すると考えら れる場合は、伊賀警察署に通報し、応等の相談を行う。
- イ 子どもが、転学、休学を申し出た場合には、学校は、その理由を丁寧に聞き取る とともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、直ちに伊賀市教育員会に報告す る

(2) 調査結果の提供及び報告

- ア 調査結果については、教育委員会に報告するととともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- イ 被害児童や保護者が調査の実施や調査結果の公表を望まないとしても、再発 防止の観点から、学校の対応の問題点や再発防止に向けての提言等については公 開を検討する。